

新事業・研究開発等支援事業

「第11回 紀陽イノベーションサポートプログラム」 募集要領

【お問い合わせ先】

<事務局>

株式会社紀陽銀行 ソリューション戦略部 本業支援推進室

TEL : (072) 221-1263 FAX : (072) 221-1810

【申請書受付締切日】

2025年10月31日(金) 必着

株式会社 紀陽銀行

1. 趣旨・目的

- ・ 当行では、新たな事業展開を目指す地域の事業者の皆様に対し、長期にわたり支援する「紀陽イノベーションサポートプログラム^(※1)」(以下、K I S P) 事業を実施しています。
- ・ 当行は、K I S P 事業を通じて、地域の事業者の成長・発展を支援することで、地域産業の発展に貢献していきます。

(※1)「K I S P」とは

- ・ 事業者より応募いただきました事業テーマについて、公的支援機関や有識者等で構成する評価委員会が評価します。
- ・ 採択された事業テーマに対し、事業ステージに応じた支援および奨励金の支給を行います。

2. 募集対象者及び募集対象プラン

(1) 募集対象者

- ・ 以下①～③全てに該当する法人または個人
 - ① 和歌山県、大阪府、奈良県に活動拠点を有する
 - ② ビジネス化またはイノベーションを目指している
 - ③ 二次(最終)選考会でのプレゼン発表を公開実施することに同意する

(2) 募集対象となる事業テーマ

- ・ 独自^(※2)のビジネスシーズを通じて、新事業として新技術による製品の販売や新サービスの提供開始を目指す取組み。
- (※2) 外部研究機関との共同研究や企業連携も含まれます。

3. 応募方法

- ・ 新技術・新サービス開発の主体となる事業者(応募対象者)さまに新規事業創出テーマについて応募いただきます。
- ・ 以下URLよりアクセスし、応募フォームに必要事項を入力のうえお申し込みください。

<https://www.kiyobank.co.jp/recommend/kisp2025.html>

- ・ なお、上記URLアクセスページに貼付している応募申請書をダウンロードのうえ、Eメールよりお申し込みいただくことも可能です。

メール送付先 : bm-pixis@kiyobank.co.jp

4. スケジュール

2025年8月初旬	募集開始
2025年10月31日(金)	募集締切(必着)
2025年11月～	応募申請書による一次(書類)審査
2025年12月上旬(予定)	一次採択結果通知(Ｅメールにてご連絡申し上げます)
2026年1月下旬(予定)	プレゼンテーションによる二次(最終)選考会 ^{(※3)(※4)(※5)}
2026年2月下旬(予定)	最終審査結果通知(Ｅメールにてご連絡申し上げます) ^(※6)

(※3) 当行インキュベーション施設「Key Site」(和歌山市)にて開催予定です。

(※4) 感染症等の諸事情により、オンライン開催となる場合がございます。

(※5) 二次(最終)選考会には評価委員の他、オブザーバーとして公的機関、民間企業、学生が来場予定です。

プレゼンテーション資料はオブザーバーに公開可能な内容で作成してください。

(※6) 採択事業者様につきましては原則、以下の内容を当行ホームページ等で公表します。

- ・事業者名
- ・住所
- ・事業のテーマおよび概要
- ・連携機関 等

5. 評価について

- ・ 公的機関、民間機関、大学等の有識者が評価委員会を組織し、応募された事業テーマについて、以下「評価基準」に基づき一次(書類)審査を行います。
- ・ 一次審査の結果、一定の評価を受けた事業プランについては二次(最終)審査として評価委員会に対して事業テーマに関するプレゼンテーションを行い、その評価をもとに事務局が採択します。
- ・ 評価基準

評価項目	評価目安(例)
経営チームの力	経営者のビジョン、実行力、チーム構成
市場性・成長性	市場規模、成長ポテンシャル、競合分析
財務健全性	資金調達状況、キャッシュフロー、収益予測
SDGs・社会的インパクト	環境・社会への貢献度
革新性	以下、①②いずれかで評価 ①技術面 特許、技術的優位性、模倣困難性 ②サービス・ビジネスモデル面 潜在ニーズへの着目度、競合との差別化、 デザインの独自性、ブランドストーリーの魅力度
実現可能性	以下、①②いずれかで評価 ①技術面 実証実験の進捗、応用分野の広さ ②サービス・ビジネスモデル面 各種指標(単価・顧客獲得コスト等)の現実性、 市場参入タイミングの適切性、サービスの拡張性 リスクマネジメント

6. 採択事業者への研究開発奨励金支給

- ・評価委員会の評価をもとに、事務局が最優秀賞1社、優秀賞1社、部門賞5社程度）を採択（※⁷⁾いたします。
- ・各賞には、下記の研究開発奨励金を支給します。

最優秀賞	最大 300 万円（採択時 150 万円以内、製品化年度（※ ⁸⁾ 150 万円以内）
優秀賞	採択時に最大 100 万円
部門賞	採択時に最大 50 万円

（※⁷⁾ 最優秀賞、優秀賞、部門賞の各賞は「該当なし」となる場合もあります。

（※⁸⁾ 製品化年度（追加）支給について

- ・採択以降、伴走支援期間中においては、年度ごとに進捗確認を行います。
- ・原則、新規事業としての製品・サービスの提供を開始した年度、または採択後3年終了時点での成果の確認を行い、販売開始など事業化に一定の進捗が見られた場合に、奨励金の追加支給の可否および支給額を判断します。
- ・なお追加支給の判断については、事務局に一任されるものとし、採択企業は事務局から依頼があった場合、各資料の提出に応じていただく必要があります。
- ・追加支給時期については進捗確認を行ったうえで年度末（3月）と致します。

7. 採択後の支援について

- ・本事業で採択された事業テーマに対して、以下の支援を行います。

（1）事業ステージに応じた、適切なサポートの実施

- ・事業化に向けた取組みの成果や課題に応じて専門家等と協議しながら適切な支援メニューを実施し、新規事業の製品・サービスの提供に向けて事業者と一体となって取り組みます。

<支援メニュー（例）>

- ・ Key Site の外部連携機関の紹介
- ・ Key Site コワーキングスペースの3年間無料利用
- ・ 当行企業支援アドバイザーや評価委員による技術相談・ビジネスマッチング支援
- ・ 「Kiyō Big Advance」を活用したビジネスマッチング支援
- ・ 当行と連携している産官学各機関との仲介支援
 - （例）中小企業基盤整備機構近畿本部と連携した支援メニューの実施（販路拡大支援、マーケット調査等）
 - （例）自治体の実施する支援策の紹介や補助金等の活用に向けた支援
- ・ 提携クラウドファンディング事業者を活用したマーケティング支援 他

（2）支援期間

- ・本事業の支援期間は、採択された事業テーマ毎に3年を目処とします。支援期間中は、採択した事業ステージに沿った伴走支援を行います。

8. 二次（最終）選考会来場オブザーバーとのビジネスマッチング

- ・二次（最終）選考会には、公的機関、民間企業、学生がオブザーバーとして来場予定です。
- ・オブザーバーが二次（最終）選考会でのプレゼンテーション実施事業者様に興味を持たれた場合、事務局を介して当該オブザーバーをご紹介させていただきます。

9. その他確認事項

・以下の全ての項目を必ず確認してください。

(1) 応募申請書等の提出書類

・提出いただきました応募申請書等については返却しかねますので予めご了承ください。

(2) 採択者の届出義務について

・本事業で採択された後、事業テーマの変更、共同研究の中止、廃止、もしくは他に承継させようとする場合には、速やかにお申し出ください。

(3) 事業テーマの進捗状況の報告について

・本事業で採択された後、事業プランの進捗状況を確認するため、事務局より依頼があった場合は事務局所定の方法にて進捗状況の報告を行っていただきます。

(4) 事業テーマ成果の帰属について

・本事業を実施することにより取得した財産及び特許権等の知的財産権が発生した場合でも、当行がその権利を主張することはありません。

(5) 応募申請者の個人情報の取扱いについて

・本事業の応募に関連して提供された、応募者の個人情報については、本事業の運営にあたり業務上必要と認められる場合を除き、当行以外の第三者への提供を行いません。
・本事業の応募に関連して提供された個人情報については、当行の個人情報保護方針に則り適切に管理および利用します。また、企業情報については当行が行う商品やサービスの提案のために利用します。

(6) 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

・申請者は本件の申込みにあたり、次の①のいずれかに該当した場合、①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、評価および支援の中断、研究奨励金の支給停止、またはすでに受領済みの研究奨励金の返還を請求されても異議を申しません。なお、これにより申請者に損害が生じた場合でも当行に損害賠償請求することはせず、いっさい申請者の責任といたします。また、これにより当行に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいただきます。

- ① 申請者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ② 申請者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

以 上